

## 西宮市高齢者実態把握調査事業実施要綱

### (事業目的)

第1条 第3期西宮市地域福祉計画（平成28年～33年）の基本目標のひとつである「地域福祉の推進を支えるための仕組み・環境づくり」を構築するため、民生委員法第14条第1項に定める民生委員の職務である住民の生活状態を必要に応じ適切に把握するために実施する高齢者実態把握調査事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は西宮市とする。ただし、第1条に規定する目的遂行のため、事業の運営の全部又は一部を、西宮市民生委員・児童委員会に、委託することができるものとする。

### (調査対象者)

第3条 本事業の調査対象者は、実施年度の8月1日時点で西宮市に住所を有する、65歳以上の者とする。

2 市は前項で抽出された対象者について、調査必須対象者と調査任意対象者に区分けすることができる。

### (調査時期)

第4条 調査の時期は、実施年度における各地区民生委員児童委員協議会9月定例会の開催日より各地区民生委員児童委員協議会12月定例会の開催日までの間とする。

### (調査者)

第5条 対象者の調査は、原則として区域を担当する民生委員・児童委員（以下「民生委員」）が各々の担当区域を行うものとする。

2 欠員区域や区域を担当する民生委員がやむを得ない理由により調査を実施できない場合は、当該区域を担当する民生委員以外の民生委員も実施することができる。

3 安全を確保する等の理由により複数の民生委員で一つの区域を調査することができる。

### (調査方法)

第6条 調査は原則として対象者宅を訪問し、調査対象者への聞き取りにて行う。ただし、対象者または対象者の親族等に対象者宅以外での聞き取り調査や電話等での聞き取り調査を行うことを妨げるものではない。

2 調査の回数は、原則として対象者1人につき年1回とする。

### (調査内容)

第7条 民生委員は、調査対象者に対し、次に掲げる調査を実施する。

- (1) 世帯状況
- (2) 緊急時に連絡できる本人及び親族等の連絡先

(3) 身体状況、生活状況等の把握

(調査対象者への支援)

第8条 本事業の目的を達成するため、民生委員は調査時に支援が必要と認められた本人及び世帯に対して、適切な福祉サービスに結びつけるように努める。

(報告)

第9条 民生委員は調査結果を、各々の担当区域の高齢者実態把握調査調査票に記入し、市に報告するものとする。

(調査結果の活用)

第10条 市及び民生委員は、調査により把握した情報は、日頃の見守り活動や緊急時の支援に活用出来る。

(留意事項)

第11条 民生委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 訪問の際は、身分証明書を携行し、調査の際は対象者に提示すること。
- (2) 本事業により知り得た個人に関する情報について、他に漏らさないこと。また、民生委員の職を退いた後も、同様とする。

(事業の周知)

第12条 市は、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、広く事業の周知を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。